

7 くらしの安心・安全

地震対策

耐震改修の例

あなたの家は地震の揺れに耐えられますか？

耐震診断・耐震改修をして、地震の揺れに耐えられる住まいにしましょう。

■耐震診断について

愛知県内の全市町村で、旧耐震基準で建築された木造住宅（1981年5月31日以前に着工）について無料で耐震診断を受けることができます。

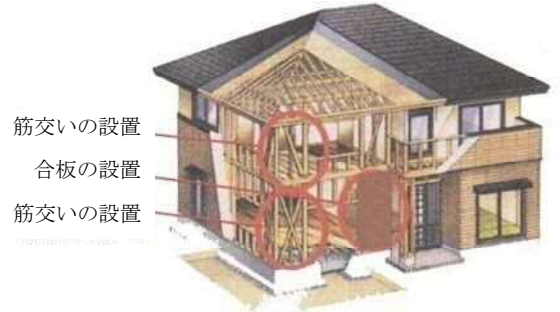
■耐震改修について

耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判断された場合、耐震改修費の補助を受けることができます（※補助額等は、市町村により異なります）。

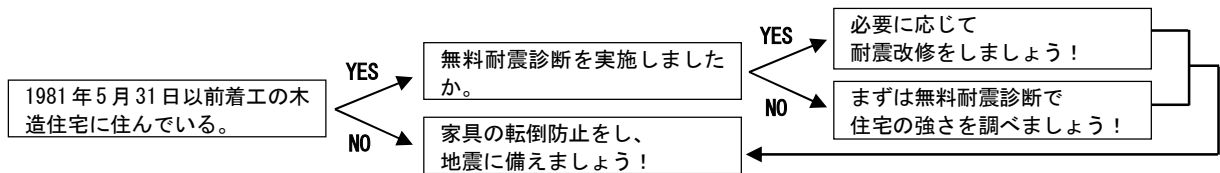
■お申込み・お問合せ

お住まいの市町村の窓口担当課⇒<http://www.aichi-jishin.jp/project/sisaku.html>

（県窓口：県建築局公共建築部住宅計画課 052-954-6549）



筋交いの設置
合板の設置
筋交いの設置



※1981年から2000年までに建築された木造住宅について、耐震性を確認する方法が国により別に定められています。

部屋の中の安全対策は大丈夫ですか？

家具の転倒・落下によって怪我をしたり、倒れた家具が出入口をふさいで避難できなくなったりします。日頃から家具の固定をしたり、配置を工夫したりして地震に備えましょう。

愛知県防災安全局では、災害に備え、御家庭や事業所で家具固定に取り組んでいただけるよう、家具固定に関する相談窓口を設置しています。

家具固定について疑問点などがございましたら、以下の相談窓口へお問合せください。

家具固定相談窓口：052-954-6700（ダイヤルイン）

また、家具等の転倒防止については、以下のホームページも御覧ください。

①家具等転倒防止対策推進事業

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000085258.html>

②防災・減災カレッジ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000003405.html>

◎一度、ご家庭や事業所での家具や書庫等の転倒防止対策をチェックしてみましょう！
※建物の耐震性についてもチェックしましょう！
（1981年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を実施しています。詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。）

外出先で大規模地震が発生したら…

むやみに移動を開始しない

鉄道など公共交通機関の運行が停止されることが予想されます。

運行再開の見通しが立たない状態で、多くの方が駅などに集中し、道路に人があふれると、救急・救助活動の妨げとなったり、火災や余震による建物倒壊や落下物等の危険から逃れられず、けがをしたり、命を落とす恐れもあります。

職場や避難場所等の安全な場所にとどまるようにしましょう。

遠くの自宅より
近くで待避！



あいち防災キャラクター 防災ナマズン

情報収集を心がけよう

最新情報の取得に有効なアプリ

■インターネットラジオ



radiko.jp



らじる☆らじる

■ワンセグ



目的地までの距離・ルート確認用アプリ



Google マップ

※twitter、facebook、mixi など SNS の活用も有効です。

災害用伝言ダイヤルを活用しよう

大勢が一斉に電話しようとなると、回線が混み合っつながりにくくなる場合がありますので、安否確認には災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスを活用しましょう。



災害用伝言ダイヤル (171) クリックマニュアル

徒歩帰宅するときは…

“徒歩帰宅支援ステーション” ステッカーを貼ったコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等では、水道水、トイレ、災害情報の提供を受けることができますので、日頃から場所を確認しておきましょう。



徒歩帰宅支援ステーションステッカー

■災害に対する事前の備えと心構えについて解説した防災チェックガイド「防災・減災備え（そなえる）ガイド」

ダウンロードはこちら⇒<https://www.pref.aichi.jp/bousai/sonael/>

■お住まいの地域周辺の防災マップを見ることができ、防災に関するいろいろな学べることができる「愛知県防災学習システム」も御覧ください！

⇒<https://www.quake-learning.pref.aichi.jp/>

■「あいちシェイクアウト訓練」に参加して、地震から身を守るための3行動、「①姿勢を低く②頭を守り③じっとする」を習得しましょう！

詳細はこちら⇒<https://aichi0901.pref.aichi.jp/>

住宅防火

家庭内での火災をいち早く知らせてくれる「住宅用火災警報器」を取り付けましょう！

愛知県の2020年中の住宅火災の死者数（放火自殺者を除く）は37人（速報値）で、その多くが逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年。

「いざ」というときに適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに定期的に作動確認を行い、古くなったら交換しましょう。

（愛知県では、2008年6月1日以降、全ての住宅に設置が義務付けられています。）



消費生活

私たち消費者のまわりには、様々な消費者トラブルがあります。

「自分は大丈夫！」と思っても、その手口は巧妙かつ悪質で、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。

日頃から「消費者トラブルに遭わないための7か条」を実践し、自己防衛を心がけましょう。

消費者トラブルに遭わないための7か条

- 見知らぬ訪問者は家に入れない
- 知らない人に簡単に個人情報を教えない
- いらないものは「いりません！」と、きっぱり断る
- その場で契約したり、お金を渡したりしない
- 契約前に、契約書や説明をよく読む
- 家族や友人、消費生活相談窓口にご相談する
- 留守番電話機能や番号表示サービス、着信拒否機能などを活用する



「あいち暮らしWEB」を活用しよう！

消費者トラブルの手口や対処法を始め、暮らしに関わる総合サイトとして、お子様から高齢者の方まで幅広く御利用いただけます。<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

「消費者トラブルかな？」と思ったら、一人で悩まず、消費者ホットライン ☎188（いやや！）へ御相談ください。県（P37）やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

歩行者は・・・

- 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい色の服装や反射材を着用しましょう。
- 道路を横断するときは手を挙げて、ドライバーに横断する意思を伝えましょう。
- 信号無視や飛び出しなどは絶対にせず、交通ルールをしっかりと守りましょう。
- 「歩きスマホ」は大変危険なため、絶対にしないようにしましょう。



自転車利用者は・・・

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は定期的に安全点検をしましょう。
- 自転車も車両です。信号や一時停止等の交通規制に従うなど、交通ルールを遵守しましょう。
- 万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

ドライバーは・・・

- 県内の交通死亡事故の約8割は、ドライバー（原付以上）の法令違反が原因です。飲酒運転やあおり運転、車両運転中のながらスマホ等の危険運転は絶対にせず、交通ルールを遵守し、思いやり運転を実践しましょう。
- 横断歩道等を横断しようとする歩行者を見かけたら、手前でしっかり止まりましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席で、シートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- 高齢ドライバーによる事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）への乗り換えや、後付けの安全運転支援装置の活用などを御検討ください。また、運転に不安を感じる方やその御家族は、運転免許証の自主返納を御検討ください。

防 犯

特殊詐欺の被害防止対策

2020年中の特殊詐欺の被害額は13億円を超え、多発しています。

- 他人にキャッシュカードを渡したり、キャッシュカードの暗証番号を尋ねられても教えない。
- 固定電話は在宅時でも「留守番設定」にする。
- 固定電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署の電話番号）を貼っておく。
- 電話に出た場合、落ち着いて話の要点をメモし、電話を切った後は家族や警察などに相談する。

住宅等の防犯対策

住宅をはじめ、店舗や会社事務所等を対象としたドロボウの被害が多発しています。

- 侵入までに時間のかかる、防犯性能の高い建物部品を取り付ける。
- 短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギをかける。
- 防犯カメラや警報機、防犯砂利、センサーライト等を設置する。
- 御近所の絆で監視力を高める。

住宅等の防犯部品



自動車の防犯対策

自動車盗は、特定の車種で盗難被害が多発しています。

- 車から離れるときは必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをする。
- ハンドル固定装置、タイヤロック等の複数の盗難防止装置を取り付ける。
- ナンバープレート盗難防止ネジに交換する。
- 「リレーアタック」対策として、「金属の缶にスマートキーを入れる」「スマートキーを節電モードにする」など、スマートキーを遮断する対策。
- 照明設備が整っている明るい管理された駐車場を利用する。

さらに詳しい防犯対策については愛知県警察HPを御覧ください。 <https://www.pref.aichi.jp/police/>

食中毒

もしかして食中毒？

食事の後に、腹痛・下痢・嘔吐・発熱などの症状がでてきたら、食中毒の可能性があります。

- まずは、速やかに医療機関を受診しましょう。
- また、食中毒が疑われる場合は、最寄りの保健所に相談してください。
- 吐いたものや便を処理するときは、直接手を触れなくて、ゴム手袋などを利用しましょう。もしも触ってしまったら、石けんを十分に泡立てて、流水でしっかり洗い流しましょう。



おかしい食品をみつけたら・・・

「異物が入っている」「カビが生えている」「腐敗している」など、購入した食品に不良が見つかる場合があります。

- 健康被害がある場合には、まず医療機関を受診しましょう。
- おかしい食品は食わずに他の食品と分け、その食品の製造者や販売店に申し出てください。
- また、最寄りの保健所でも相談を受け付けています。相談の際は、購入先やその食品の製造者がわかるように、その食品とレシートや食品が入っていた容器包装などを持って、早めに御相談ください。

インフルエンザ

インフルエンザとは

インフルエンザは、急な発熱や頭痛、関節痛などの全身の症状のほか、肺炎や脳症などを併発して重症化することがあり、高齢者やお子さんは特に注意が必要です。

季節性のインフルエンザは、毎年11月下旬～1月頃から3月にかけて流行します。

インフルエンザの予防

インフルエンザの予防には、「人混みを避ける、こまめに手洗いをする、十分な睡眠・栄養をとる」など体調を整えるとともに、「ワクチンの接種」を受けましょう。

インフルエンザワクチンは、発症する確率を減らし、もし発症しても重症化を予防する効果があります。12月中旬までを目安に毎年ワクチンの接種を受けることをおすすめします。

新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは、人間にとっては免疫を獲得していない未知のウイルスにより、急速に感染が広がり世界的大流行（パンデミック）を引き起こし、私たちの健康だけではなく社会機能にも影響を及ぼすおそれがあります。

愛知県では、(1)感染拡大を可能な限り抑制し県民の生命及び健康を保護し、(2)県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするために「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を定め、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を始め医療体制の整備などを進めています。



新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス感染症（SARS-CoV2）」は、コロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）や MERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）が含まれます。

新型コロナウイルス感染症では、多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがみられます。嗅覚障害、味覚障害を訴える患者も多く、高齢者、基礎疾患、喫煙歴のある患者では重症化のリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

新型コロナウイルスの感染経路の中心は飛沫感染と接触感染です。

新型コロナウイルスの感染防止のため、一人一人が基本的感染対策である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの「新しい生活様式」を実践するとともに、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の三つの密を避けて行動してください。